

## 奈良県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十七年二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字上湯川四八三の一、四八四、四九  
二の一、四九二の二、四九二の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上湯川四八三の一・四八四・四九二の一・四九二の三（以上の四筆につい  
て次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部  
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。)